

★5月18日に提出したもので、回答のなかったケーブル火災防護に関する部分を抜粋
高浜原発事故時の避難先自治体アンケート結果等に基づく質問・要望書

アンケート結果は、避難計画に実効性がないことを浮き彫りにしています
高浜1・2号のケーブルの火災防護対策は審査基準に違反したままです

老朽原発高浜1・2号の再稼働に反対を表明するよう求めます

福井県知事 杉本達治 様

[2] 電気ケーブルの火災防護対策の不備について

関電と九電の原発すべてで、ケーブルの火災防護対策が基準どおり施工されていないことが明らかになっています。2系統の安全設備が火災で同時に機能しなくなることを防ぐため、火災防護対象ケーブルを系統ごとに分離することが火災防護基準（火災防護審査基準（2.3.1(2)））で求められています。しかし関電は、基準通りに対策を実施すれば工事に時間がかかるとして、ケーブルの電線管の近くに燃えるようなものを置かない等の簡易な運用で再稼働を優先しています。規制委員会は関電のすべての原発について、5月12日に、これをあっさり認めてしまいました（参考：裏面の要望書）。自らが定めた基準を踏みにじった認可は到底許されません。

1. 関電の全ての原発で、電気ケーブルの火災防護対策が審査基準に違反していることを知ったのはいつですか？

2. 審査基準を満たすことなく、安易な運用で代替することが許されるのでしょうか？

関電のすべての原発で基準に適合した施工を実施すべきではないですか？

少なくともそれまでは、高浜1・2号の再稼働は延期すべきではないですか？

要 望 事 項

1. 福井県の避難先自治体に、避難退域時検査や除染について周知し、自治体の意見を聞き、さらに、避難元と避難先の協議を進め、避難計画の問題点を洗い出すこと。
2. 避難所となっている学校等の施設に避難計画を説明し、施設側の意見を聞いて、問題点を洗い出すこと。
3. 現状では避難計画に実効性はなく、避難元・避難先の住民の安全は守られません。
さらに、関電の原発では、電気ケーブルの火災防護対策が基準違反のままです。
そのため、老朽原発高浜1・2号の再稼働に反対を表明すること。

2023年5月18日

ふるさとを守る高浜・おおいの会/安全なふる里を大切に作る会/避難計画を案ずる関西連絡会

この件の連絡先：安全なふる里を大切に作る会 若狭町 石地優 090-7741-8303

(参考資料)

関西電力、及び九州電力のすべての原発が火災防護の基準違反 基準違反と分かっているながら、安易な「是正措置」を認めることは許されない 要 望 書

原子力規制委員会 委員長 山中伸介様
同 委員各位

原子力規制委員会は、3月29日の第84回会合で、「火災防護対象ケーブルの系統分離に係る原子力規制検査の現状報告及び今後の対応方針」(以下「対応方針」)を了承した。

この報告によれば、関西電力及び九州電力のすべての原発で、火災防護対象ケーブルを収めた「電線管」に認可を受けた設工認(設計及び工事計画の認可申請)通りの施工が行われていないことが明らかになっている。すなわち、火災防護審査基準(2.3.1(2))に従った系統分離対策が行われていない基準違反の状態である。防護対策がなされていない「電線管」は、数百m～数kmに及ぶ。

とりわけ国内で最も古い高浜1・2号は、審査基準違反のままで40年超えの運転を開始しようとしている。すでに40年を超えた美浜3号を含む他の原発も、審査基準違反のままで運転を続けている。このまま運転を許せば、火災を伴う重大事故時に2つの系統の安全機能が同時に失われる危険性がある。

違反を指摘された関電と九電は、審査基準が求める1時間耐火壁の設置等の系統分離対策を行うのではなく、火災防護対象ケーブルの周囲に可燃物を置かない等の運用による対策を組み合わせるといって安易な「是正措置」で済まそうとしている。基準通りに対策を実施すれば数年はかかるため、原発の運転を優先させるためだ。

関電は、3月31日に「火災防護対象ケーブルの系統分離対策に係る設計及び工事計画(変更)認可申請」を提出し、認可を得ようとしている。規制委員会の「対応方針」は、「早期の改善が見込まれる」として、関電と九電の安易な「是正措置」を容認した。これは、審査基準違反と分かっているながら、運転を優先させるものであり、許されることではない。

よって以下を強く要望する。

要 望 事 項

1. 安易な「是正措置」の実施を認めた3月29日の「対応方針」を撤回すること。
関電が3月31日に提出した「火災防護対象ケーブルの系統分離対策に係る設計及び工事計画(変更)認可申請」を認可しないこと。
2. 少なくとも、火災防護審査基準(2.3.1(2))の系統分離対策を実施するまで、高浜1・2号の再稼働を認めないこと。
3. 関電と九電のすべての原発を停止させ、火災防護審査基準(2.3.1(2))の系統分離対策を実施させること。

2023.5.9 美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会(美浜の会) mihama@jca.apc.org

大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581